

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長
2	対象税目	(固定資産税:外)(地方税6) 【新設・拡充・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 コージェネレーション設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する(2年間延長)。
		《関係条項》 地方税法附則15条34項 地方税施行規則附則6条60項
4	担当部局	地球環境局地球温暖化対策課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成25年度～平成31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 創設
		平成27年度 一部改正・延長
7	適用又は延長期間	2年間(平成29年度～平成30年度)
8	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー基本計画に位置づけられたエネルギー政策の基本的視点である、安全性を前提とした、エネルギー安定共有の確保、経済効率性の向上、環境への適合、いわゆる3E+Sの実現の観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きく、平成27年7月の長期エネルギー需給見通しにおいて、「分散型エネルギーシステムとして活用が期待されるエネファームを含むコージェネレーションの導入促進を図る」とされている。 コージェネレーションシステムの普及拡大を通じて、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、もって電源セキュリティの向上を図る(エネルギーの安定供給)。 また、発電の際に発生する廃熱をオンサイトで有効利用すること(エネルギーの高度利用)により、大幅な省エネルギー及び環境負荷の低減を実現し、地球温暖化問題に対応する(環境への適合)。 このように、コージェネレーションは、熱と電気の一体利用や排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO2を実現し、また発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さら地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、本税制措置を始め様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。 《政策目的の根拠》 ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月) ・「分散型エネルギーシステムとして活用が期待されるエネファームを含むコージェネレーション(1,190億kWh程度)の導入促進を図る。」とされている。

		<p>○エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向として「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や(中略)利用など、(中略)産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進」する必要がある(第2章第2節1.(4)) ・「熱と電気を組み合わせて発生させるコージェネレーションは、(中略)エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つで(中略)導入拡大を図っていくことが必要である」(第2章第2節2.(2)) ・「コージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進」が必要とされている(第3章第8節1.(1))。 <p>○地球温暖化対策計画(平成28年5月、地球温暖化対策推進本部決定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「コージェネレーション設備など幅広い業種で使用されている主要なエネルギー消費機器について、エネルギー効率の高い設備・機器の導入を促進する」とされている。 <p>さらに、「総務省地域の元気創造本部」が地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために推進している地域経済好循環推進プロジェクトの取組の一つである「分散型エネルギーインフラプロジェクト」においても、コージェネレーションに対する期待は大きい。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>2030年までに「分散型エネルギーシステムとして活用が期待されるエネファームを含むコージェネレーション(1,190億kWh程度)の導入促進を図る。」(長期エネルギー需給見通し(平成27年7月))</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置により、需要家の運転初期段階のランニングコストが軽減されるため、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれ、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>
9 有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 35件</p> <p>平成26年度 53件</p> <p>平成27年度 85件</p> <p>平成28年度 155件(見込)</p> <p>平成29年度 155件(見込)</p> <p>平成30年度 155件(見込)</p> <p>※出典:業界団体へのヒアリング調査</p>
	② 減収額	<p>平成26年度 0.2億円</p> <p>平成27年度 0.3億円</p> <p>平成28年度 0.8億円(見込)</p> <p>平成29年度 1.3億円(見込)</p> <p>平成30年度 1.9億円(見込)</p> <p>平成31年度 2.4億円(見込)</p> <p>平成32年度 2.4億円(見込)</p> <p>※出典:業界団体へのヒアリング調査</p>

	<p>③ 効果・税収減是認効果</p>	<p>《効果》</p> <p>平成25年度 5万kW 平成26年度 4万kW 平成27年度 11万kW(見込) 平成28年度 20万kW(見込) 平成29年度 20万kW(見込) 平成30年度 20万kW(見込)</p> <p>※出典: 業界団体へのヒアリング調査 ※注: 当該年度の対象設備の新規導入容量(家庭用除く)</p> <p>本措置創設要望時から縮減実施されたこと及び東日本大震災後の需要反動減があったことから25年度は伸び悩んだが、今後、燃料価格低下やコストダウン、自立・分散型エネルギー等の機能性能に係る再評価により、将来的に拡大していくことが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、効果がある。</p>
<p>10 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、需要家は電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較を行うことになる。設備導入当初3年間の固定資産税について5/6の軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階3年間のランニングコスト軽減につながり、投資決断を促進する効果が期待できる。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。なお、補助金は、省エネ率が高く省エネ量の多いトップランナー設備のみを対象としている。</p> <p>本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステムは、防災対策やエネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※例えば、東京都では「2020年の東京」のアクションプログラムの中で、コージェネレーションシステム等の自立・分散型電源の導入を促進することとして</p>

		いる。
11	有識者の見解	<p>コージェネの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料)、②省CO2、③発電コストの最適化、④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年度政策評価(事前評価)